

打ち合わせの件

主題 : 打ち合わせの件
送信者 :
SentDate : 99/03/08 16:25
属性 : 親展 受信者名公開 代行受信禁止
添付ファイル : なし

1999. 3. 8

人事部 三浦K C
(写) 人事部 渡辺F B C

それほど最近ではありませんが、倫理規定（行動規範）に違反する保険会社（当社）ぐるみの、保険金詐欺がありました。
いうまでもなく保険金詐欺は立派な刑事犯罪です。
したがって、私が国民の義務として犯罪を警察に届け出るのが当然ですが、当社の社会的信用の失墜も鑑み、とりあえず人事部に届け出ますので、人事部できちんとそれなりの処分を行うのであれば、人事部におまかせしようと思います。もちろん、それなりの処分をしなかったり、もみ消そうとしたりした場合は私自身が国民の義務として警察に届け出ます。

つきましては、その件につきご説明したく、今週か来週30分程度打ち合わせ時間をいただきたくお願い申し上げます。

以 上

(マニヨン修繕費用積立保険) 損害調査報告書

No. _____

事故の状況・保険価額並びに損害額・残存物処分・交渉の経緯・その他参考事項	
	安田火災 本店サービスセンター部
	火新2課 小崎課長殿
	三井海上火災保険株式会社
	東京千葉損害調査部火災新種第一課 高橋正雄
	TEL 03-3259-3967 5 FAX 03-3292-5900
	下記事案につき、保険金請求書・写真・見積書を送付しますので、支払手続きをお願いします。
	記
契約者No.	ヒルサイト久米管理組合理事長八木正博 No. Y28001-453 (詳細は添付の契約確認票を参照。)
事故日・事故状況	H8年9月22日、台風17号の強風により、入口に設置されているポストが傾いたもの。
保険金額	257,000,000円。(時価と比べ 妥当と判断)
損害額	ポスト取替費用 189,520円。(佐藤社員が盗み 妥当と判断)
支払保険金	損害保険金 186,520円 (= 189,520 - 3,000)
	臨費 55,956円
	支払保険金合計 242,476円

部長		課長		担当者	高橋 6.11.15 正雄
----	--	----	--	-----	---------------------

(おケガなどの傷害事故の場合には傷害保険金請求書をご使用ください。)

三井海上火災保険株式会社 御中

請求日 平成 8 年 10 月 24 日

下記の事故について保険金の請求をします。

・保険金の請求ができるのは、原則として被災物件の所有者(被保険者)となります。
 ・被保険者の方が未成年の場合には、親権者(父母)の方がご請求ください。

保険金請求者	フリガナ				
	住所	〒2703-0000 川崎高津区久末 474-1			
フリガナ氏名	ヒルサイド久末管理組合 理事長 八木 正博		〒 () () ()		
			<input type="checkbox"/> 自宅 <input checked="" type="checkbox"/> 勤務先 <input type="checkbox"/> 内線		
保険証券番号	28400905				
枝番					
保険期間 (保険のご契約期間)	<input checked="" type="checkbox"/> 年 <input checked="" type="checkbox"/> 月 <input checked="" type="checkbox"/> 日から <input checked="" type="checkbox"/> 年 <input checked="" type="checkbox"/> 月 <input checked="" type="checkbox"/> 日まで	<input type="checkbox"/> 年 <input type="checkbox"/> 月 <input type="checkbox"/> 日から <input type="checkbox"/> 年 <input type="checkbox"/> 月 <input type="checkbox"/> 日まで	<input type="checkbox"/> 年 <input type="checkbox"/> 月 <input type="checkbox"/> 日から <input type="checkbox"/> 年 <input type="checkbox"/> 月 <input type="checkbox"/> 日まで		
事故日	平成 8 年 9 月 22 日 午前/午後 // 時 10 分頃				
事故発生場所	(請求者住所に同じ)				
事故の状況 (盗難事故の場合 書式3にご記入 ください。)	例: 1階の居間(6帖)でアイロンを使用しそのまま放置したため出火。居間1部屋が焼けた。 台風の突如の暴風により、入口に設置されていた連絡ポストが 倒れたため。				
建物建築年度	(建物の保険金を請求される場合のみご記入ください。) 大・中・小 年頃 増改築 中・小 年頃				
家族構成	(家財の保険金を請求される場合のみご記入ください。) 大人 名 子供 名 世帯主の年令 才 (18才以上のお子様は、大人とお考えください。)				
この事故で支払対象となる 他の保険契約がありますか。 [なし] ある時は右の [あり] 各項目に記入 してください。	保険会社名	1.	証券番号		
		2.			
		3.			
保険金のお受取方法	<input checked="" type="checkbox"/> 振込 <input type="checkbox"/> 小切手				
お振込先 金融機関	第一勧業 銀行 信用金庫 信用組合		本店 支店		
	銀行番号	店番号 001			
お受取人	預金種類	<input checked="" type="checkbox"/> 普通・総合 2. 当座 4. 貯蓄 9. 別段 (該当する番号を○印で囲んでください)			
	口座(カタ)名義(カナ)	口座番号	2717024		
ヒルサイド		ヒルサイド			

三井海上 東京千葉 火新1
8.10.30

保険金は左記指定の銀行口座へ振込んでください。
 ・口座への振込をもって保険金を受領したものと認め、保険金領収証は発行いたしません。

おねがい
ご記入内容に不備や誤りがありますとご入金がおくることがあります。預金通帳かキャッシュカードをご確認のうえ正確にご記入ください。

御 見 積 書

NO H-2205

平成 8年10月 7日

ヒルサイド久末管理組合 殿

横浜市港南区日野2丁目22番35号

株式会社 金子興業

代表取締役 金子健

電話 045(842)7611

F A X 045(842)7679

工事金額 ¥184,000- +消費税 = 189,520

受渡場所 ヒルサイド久末

取引方法 貴社規定払い

有効期限 _____

下記の通り御見積り致します、何卒御用命下さる様御願い致します。



名	称	呼称	数	量	単価	金額	摘要
	郵便ポスト柱新規取替工事						
	ツガ柱(85×85×H2700)	本	2.0		19,000	38,000	
	ツガ表面仕上げ加工	本	2.0		12,000	24,000	
	表面防蝕ワックス仕上げ工	本	2.0		8,000	16,000	
	木工穴抜き加工	本	2.0		8,000	16,000	
	新規取付工(基礎工共)	ヶ所	1.0			46,000	
	雑材料器材費	式	1.0			8,000	
	車輛出張費	式	1.0			20,000	
	諸経費	式	1.0			16,000	
但し、誠に恐れ入りますが、請求額に対して消費税(3%)を加算させていただきます。							
合 計						¥184,000	

《写真貼付》

《安易な部品交換を排除しよう》

※バンパーリテーナーやエクステンション

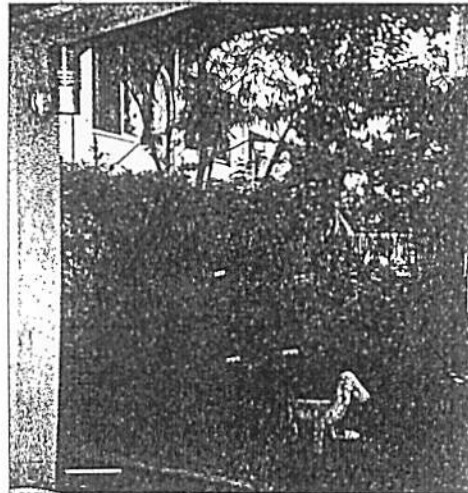
細かな部品といえども交換要否は厳正に



*ポイントになるところや判り
必ずコメント・マークを記す

*対人一件書類にも物損写真を添付し、対人クレ

ヒルサイド久末



118.9.24
棟左階

9/23台風17号
による被害

ワカ/病以外)火災・損火・新種
事故受付カード
兼備金計上原票 ③

983 050:⑩ 051:⑨

預調(用)③

起票日	008年 月 日	事故日	153年 月 日	請受付日	187年 月 日	受付日	8年10月1日 午後 9時00分頃	
通知者	契約者・被保険者・代理店・営業担当・その他()			お名前		オーホテルエンタープライズ 経理部 伊東 様		
連絡先ご住所	〒5460-6132							

営業支社	東法管ス	コード	422202	代理店	オーホテル	コード	0105
------	------	-----	--------	-----	-------	-----	------

007 契種	D100: D100: D100: D100: D100: D200: D501: 0500: 3000: 4010: 4020: 4040: 4041: 4050: 4110: 4130: 5200	115 保種サブNo	115
証番号	001	002 加入者No(検査)	013 被保険者No
証券号	ス 8 4 0 0 3 0 5		

契約者名	フリガナ ヒルサイドヒサスイカノクミイ	154 被保者	フリガナ 同左	契種コード	322
被保者名	ヒルサイド久末管理組合	被保者名	同左		

被保者住所	〒5460-6132 高津区久末 424-1	166 労災・被災者名	フリガナ
		167 個人ローン・債務者名	
		168 借入・被保険人名	

保期限間	4年5月25日 - 9年5月25日	105 共保分組	160 契約M	167 分組表サブNo	311 特殊サイン
198 特約期間終期	年 月 日	106 単分	161 分組表不使用		M登録依頼票サイン
081 特約期間サイン	1	0	1		1

199 特約期間終期	年 月 日	重復契約	無(有) →	会社名	三井海上	証券No	ス 8 0 0 1 4 5	契約種類	積立金
------------	-------	------	--------	-----	------	------	---------------	------	-----

事故日	8年9月22日 午後 11時30分頃	011 サブNo		P人金	要	要	要	要
-----	--------------------	----------	--	-----	---	---	---	---

事故場所	神奈川県 川崎市 高津区 久末 424-1	199 事故場所コード	
------	-----------------------	-------------	--

(事故状況) 台風1号の突風のため、マンション入口の共有バルコニーが倒壊した。

届出先	(警察) 消防	担当官	盗難事故届出受理No
-----	---------	-----	------------

被保者名	フリガナ	性別	年齢	目的符号	失効	保険の目的	保険金額	損害見込額
ヒルサイド久末管理組合	フリガナ	男	2	208	208	建物	243,000	
被住者住所	〒5460-6132 高津区久末 424-1	女	1	213	214		252,000	
被職勤務者				219	220			
傷病名				225	226			
被害物件	車両登録No			378				

修理工場名		月 日	入工・予定・修理済	担保	担保コード	005	006	102	108
-------	--	-----	-----------	----	-------	-----	-----	-----	-----

動総返額	340	延滞	354	発生日	年 月 日	見積	調査中
------	-----	----	-----	-----	-------	----	-----

(当方の判断、指示内容(いつ・誰に・どう話したか)) O/S出機等	三井海上報告日	10月 / 日
-----------------------------------	---------	---------

(追報) (無) (有) → 誰から?	いつ頃?	157 事故件数(フリー)	163 速報No	164 名寄No	165 速報No	396 災害No	082 クレーム
---------------------	------	---------------	----------	----------	----------	----------	----------

長 総

契約確認票

保険契約者
住所 〒 213 ☽
カワサキ タカツク ヒサスエ 474-1

証券番号 第 Y28001-453 号 枝番
契約日 H 4年 4月 24日 自己 特約
照会指定日 H 8年 11月 11日 新Q 更改
旧証券番号 号 枝番
振込支社 トウホウエイ17* ホウエイ2カ
(422-62 ☽ 03-3259-4356
振代理店 タ*イイチホテフエンターフ*ライス*
(0105-D ☽ 03-5460-6132

氏 名
ヒルサイト*ヒサスエカンリクミアイ リツ*チヨウ イシイ マサミ

保険期間	H 4年 5月 25日 から	
	H 9年 5月 25日 午後4時まで	5ヶ月間

保種 ツミタテ マンソヨン
保険の目的 タテモノ
所在地 カワサキ タカツク ヒサスエ 474-1
構造 ツ*ユウキヨセンヨウ キョウト*ウツ*ユタク(1)
職 作 業 コード

地震保険期間
目的コード

担保地域

建物基礎	地震賠償	免責	料率	階級	作業規模	保険料
本	257000					1316590
地						
敷	100000	1000				29780
個人						
水漏れ						

物件 シ*ユウタク
面積 4,125.20
級 別 A 等 地
建 物 付 保 基 準
用 部 分
門 へ い
基 礎 工 事
置 建 具 置
物 返 金 割 合 2.8 %
満 返 金
傷 害 口 数 口

合計 1346370

特約条項 キョウヨウフ*フ*ソノミタンホ*, ロウスイタンホ*, シセフハ*イシヨウタンホ*
割増引
特記事項

被保険者
個人賠償被保険者
賠償・傷害本人
死亡保险金受取人
質権 ナシ 質権者

価額協定 %
家財評価額 明記評価額 建物評価額

契約者貸付 ナシ 自振貸付 ナシ

異動履歴 (異動解約日:承認日:領収日:事由)
:070331: :テイセイヒヨウ(シュウハン*ソ
ハシコウ)
0401:071004: :シヨウニンシヨ(ソノタ ヒヨウ
ツ*テイセイ)

成績 補正			
保険日 私 込 方 法	ネンハ*ライ テシユウキン	分 割 私 込 保 険 料	第1回目 円 第2回目以降 円 第 1回私込期日 年 月 日

計上月 0405 日 報No 0006 企業コード AGサブコード
AG74-コード 団体コード 団体コード-FRIS 送付先 3
社員番号 040603 所属コード
証券作成日 領収日

事故履歴 (照会日時点の最新データ)
事故日 枝 番 整理 No 計上月 計上月 店 保 險 金 付 帯 費



賠償責任保険 損害調査報告書

平成 〇年 12月 5日

証券番号	0740874574		保険期間	原 年 月 日 ~ y (個別 〇年 10月 / 日 ~ y) (〇年 10月 / 日 ~ y)	
契約者	(株)第一ホテルエターナリティ		契約種類	個人賠償責任	セット型
被保険者	契約者と同じ 小沢 信夫		担保条件	〃	
保険金額	対 1事故	50,000 (千円)	対 1名	- (千円)	業種コード
	物 年間	(千円)	人 1事故	(千円)	

事故日	時	分	事故原因	被害者数
〇年 11月 25日			漏水	/ 名

損害額	対 190,550 円	対 〃 円
免責額	物 1,000 円	人 〃 円
支払保険金	189,550 円	

事故状況 被保険者(甲)2401号宅の洗濯機がホースがはずれ水が先外へ
たがず階下2301号(乙)宅へ漏水し天井壁を汚損した。
有無判断 甲は乙に対し民法709条に基づく法律上の責任を負う。又個人賠償
責任保険約款各条項を検討の上有責と判断した。
認定損害額 見積書内容金額は適正でありこれを認めよ。 ¥190,550.-

補償限度額	¥50,000,000.-
認定損害額	¥190,550.-
免責額	¥1,000.-
支払保険金	¥189,550.-

以上

部長	課長	担当者
	神 山	藤 本
	96.12	

賠償責任保険 損害調査報告書

平成 〇年 12月 5日

証券番号	0740874574		保険期間	原 (個別) 年 月 日 ~ y (〇年 10月 / 日 ~ y) (9年 10月 / 日 ~ y)	
契約者	株 第一ホテルエターナリス		契約種類	個人賠償責任	セット型
被保険者	契約者と同じ 小沢 信夫		担保条件	-	
保険金額	対 1事故	50,000 (千円)	対 1名	-(千円)	業種コード
	物 年間	(千円)	人 1事故	(千円)	

事故日	時 分	事故原因	被害者数
〇年 11月 25日		漏水	1名

損害額	対 190,550 円	対 円
免責額	物 1,000 円	人 円
支払保険金	189,550 円	円

事故状況: 被保険者(甲)2801号宅の洗濯機がホースがはずれ水が溢れ、
 かつ、隣下2301号(乙)宅へ漏水し天井壁を汚損させた。
 有無判断: 甲は乙に対し民法709条に基づき法律上の責任を負う。又個人賠償
 責任保険約款各条項を検討の上有責と判断した。
 認定損害額: 見積書内容、金額は適正でありこれを認め、¥190,550.-

補償限度額	¥50,000,000.-
認定損害額	¥190,550.-
免責額	¥1,000.-
支払保険金	¥189,550.-

以上

部長	課長	担当者



賠償責任保険金請求書

三井海上火災保険株式会社 御中

請求日 平成 8 年 12 月 2 日

- ・保険金の請求ができるのは、原則として、事故をおこした方ご本人(被保険者)となります。
- ・事故をおこした方が未成年の場合には、親権者(父母)の方がご請求ください。

下記の事故について保険金の請求をします。

保険金請求者	フリガナ住所	〒□□□-□□ W崎市高津区久末474-1	
	フリガナ氏名	オサノヲ イフノオ 小沢 信夫	
保険証券番号	加入者番号	0740874574 枝番	
保険期間 (保険のご契約期間)	加入者番号	加入者番号	
保険期間	加入者番号	加入者番号	
保険期間	加入者番号	加入者番号	
事故日	加入者番号	加入者番号	
加害者 (事故をおこした方)	加入者番号	加入者番号	
被害者 (相手の方)	加入者番号	加入者番号	
この事故で支払対象となる 他の保険契約がありますか。	加入者番号	加入者番号	
この事故で支払対象となる 他の保険契約がありますか。	加入者番号	加入者番号	

保険金のお受取方法

① 振込 ② 小切手

お振込先 金融機関	① 普通・総合 ② 当座 ④ 貯蓄 ⑨ 別段 (該当する番号をO印で囲んでください)		口座番号	2717024
	銀行番号	店番号	001	
お受取人	預金種類	口座名義	カト	ヒルサト ヒサス イカニ ヲシ

・保険金は左記指定の銀行口座へ振込んでください。

・口座への振込をもって保険金を受領したものと認め、保険金領収証は発行いたしません。

おねがい
ご記入内容に不備や誤りがありますとご入金がおくることがあります。預金通帳かキャッシュカードをご確認のうえ正確にご記入ください。

示談書

事故をおこされた方 (甲)	住所	W崎市高津区久末474-1-2401
	氏名	小沢 信夫
相手方 (乙)	住所	W崎市高津区久末474-1-2301
	氏名	石井 政美
事故発生日時	平成 〇 年 〇 月 〇 日 午前 〇 時 〇 分 午後 〇 時 〇 分	
事故発生場所	W崎市高津区久末474-1-2401	
事故内容	洗濯機のホースがはずれたの気がつかなかつた為、階下2301号室に水が流れ損害を与えた	
示談内容	甲は乙に対し修繕に伴う工事費用全額を支払うこととする。	

上記事故に関しては双方協議の結果、上記の通り示談が成立致しました。ついては今後本件に関しては如何なる事情が起りましても上記関係者に対し、裁判上、裁判外において一切異議請求の申し立てをしないことを誓約致します。

平成 〇 年 〇 月 〇 日

事故をおこされた方 (甲) 住所 W崎市高津区久末474-1-2401
氏名 小沢 信夫

住所
氏名

相手方 (乙) 住所 W崎市高津区久末474-1-2301
氏名 石井 政美

住所
氏名

三塚様 管理組合様

年の瀬もおしせまっておりますが、益々ご滞業の事と存じ上げます。ご多忙の中、ご迷惑の事とは存じますが、突然お手紙を差し上げる事をお許し下さい。

実は私、転勤に伴い今年の6月に転居いたし、この10月より拙宅を他の方にお貸ししておりますが、最近、期に落ちない通知が保険会社より届きましたので、理事会として取り上げていただきたく、お手紙いたしました。

通知の内容はコピーして伺いましたが、要は、さる11月25日に拙宅より事故をおこし、その処理に管理組合の保険を使用したという事で、保険会社(三井海上火災)より第一ホテルエンタープライズに入金されたという内容です。

そこで、当然のことながら、現在お貸している方が火災を起こしたのではないかと心遣いしまして、まず管理人の後藤さんに電話しましたところ、そのような事は無かった事、また、振り込み先の第一勧業本店はヒルサイド久末で使用している所では無く、平塚の方で使用しているとの事でしたが、とにかく全く事情が分からないので本社に問い合わせしてみとの事でした。

そこで次に、保険会社に問い合わせましたところ、11月25日に拙宅にて水漏れ事故を起こし、他のお宅に被害を与えたという事がコンピューターに記録されているとの事でした。

ところが、下の階の石井様にも電話でお話を伺ったところ、特にそのようなことは無かったとのことでした。

その後、第一ホテルの伊藤さんという方から電話が入り、これは事故を想定し、個人の名前を使用して、保険の手続きの訓練をしたと語る事で、通常は保険会社よりその個人には通知しない事になっているのが、今回、手違いにより通知されてしまったという事でした。

これが一応、今までの経過ですが、正直申しまして、狐につままれたような気持ちです。

まず、消防訓練でもあるまいし、そのような訓練が必要なのか、他のマンションでも一般的な事として行われている事なのか、そして、なぜ、事前の了解も無しに個人名を使用してシミュレーションをするのか(保険会社に事故記録が登録されてしまう。)、今回、初めてでは無く、以前から行っていたのか、さらに重大な事は、実際に保険会社から入金されたのかという事です。通知状からすると実際に入金されたと思えませんが、この様な訓練でもそのような事が有り得るのでしょうか。

穿った考え方もありませんが、何か不正が行われたのではないかとという疑念すら湧いてきます。

ともかく、当方は現在、隠れたところに居りますので、久末の方で何が有ったのか全く事情が分からない中で、この様な通知が来ましたことで、大変なショックを受けた事は事実です。

いづれにしても、理事会として、今回の事に関して先ず、徹底的な究明をお願いしたいと思います。そして、勝手に個人名を使用し、さらに多大な精神的、金銭的(電話代)な迷惑をかけた事に対する、第一ホテルからの文書による謝罪、そして保険会社の事故記録の抹消と、今後2度とこの様な事の無いよう、是非とも、申し入れて頂きたいと思っております。

ご多忙の中、余計な事をお願いいたしまして誠に恐縮ではございますが、何卒宜しくお願い申し上げます。

ヒルサイド久末管理組合理事長殿

11.8.12.19

2-401 小沢 信夫

※ 支払保険金係通帳にも記入されており
もう一度やり直すとは事実と見取物と
確認された場合と想定しお話し
する。

三塚氏
↳ 下駄の担当

郵便はがき



657 7/15 市庁 (区) 2-1-20
火災新種保険金お支払のご案内

〒

カワサキ タカツ ヒルサイト 474-1

オリワ ノフオ

様

6-081125-00134

(差出人)



三井海上火災保険株式会社

取扱場所

東京千葉損害調査部
火災新種第一課

住所 〒

101-11 千代田区神田駿河台 3-9

TEL

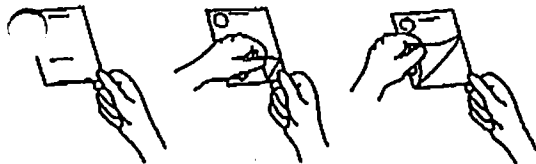
03-3259-3969

187

ご案内は内側にあります。ここからゆっくりはがしてご覧ください。

このハガキの開封方法

- 1. ハガキの右端を指でつかみ
- 2. 右下の三角形部分を軽く山折にし、少しめくり上げます。
- 3. 少しめくり上がった後、しっかりとねいにはがしてください。



万一雨などで濡れている場合は、十分に乾かしてからおはがしください。

保険金お支払のご案内

平素からお引立てに預り厚くお礼申し上げます。

ご請求いただきました下記の事故に関して右の口座宛、保険金の振込手続きをいたしましたのでご案内申し上げます。

敬具

ご契約の内容

保険の種類	個人賠償責任保険
証券番号	0740874574
事故発生日	平成 8 年 11 月 25 日
ご契約者名	カフ タ イイ子ホテルエンタープライズ タイヒョウトリヤマリヤク ネハシ タケシ
被保険者名	オリワ ノフオ
事故番号	6-081125-00134
お支払整理番号	P01668
香金予定日	平成 8 年 12 月 10 日

お支払先

お受取人名	ヒルサイトヒサシカンリクミアイ
金融機関支店	第一勧業銀行 本店
口座種別番号	普通 2717024
お支払金額	189,550円
備考	
お受取人名	
金融機関支店	
口座種別番号	
お支払金額	
備考	

今のお支払に関し、ご不明な点がございましたら、ご遠慮なく表紙取扱店までお問合せ下さい。

(お願い) このご案内到着後1週間以上経過しても入金のない場合は、お手数ですが、表紙取扱店までご連絡下さい。

当社 1,89,550円
修積金
組合

組合

八木理事長に社へ

修積金支払、1,89,550円

2. 当社 1,89,550円
個人送付金1100円

組合

4ヶ月の個人支払

支払例の件を件して

案内と修積金の内違、~~支払案内を~~保険

案内係に

八木理事長

宛付した

会社に提出

支払案内を出した

3. 再度個人送付金

個人送金

当社の支払

--- 端末上

個人送付金

個人送金

※ 支払案内を出した

2. 小沢氏に 取消の旨 説明

3. 八木理事長に 小沢氏の件 解決したと 報告

4. 個人送付事故発生

平成8年12月24日

ヒルサイド久末管理組合
理事長 八木 正博様

三井海上火災株式会社
法人営業一部営業二課
課長 藤本 良夫

保険金お支払のご案内誤通知に関する件

拝啓 平素から損害保険に関しまして、お引き立てに預かり厚くお礼申し上げます。さて、この度は当社の社内連絡ミスのために保険事故の発生がなく保険金の支払いがなかったにも関わらず、恰も実際に支払ったと「保険金お支払いのご案内」を小沢信夫様に対して郵送してしまいました。深くお詫び申し上げますと共に今後再度同じ事例が発生致しませんよう十分に注意いたします。

今般、8年 月より当社といたしまして営業課所への午後5時以降の電話による受け付けは一切しないこととなりました。従来は損害事故が発生いたしますと取り扱い代理店から当課へ別紙、事故受付けカードをFAXすることになっておりましたものを、午後5時以降の保険事故については直接当社損害保険調査部へFAXし早急に支払いができる体制を取ることとなりましたために事故報告を完全なものとする必要がありました。

(株)第一ホテルエンタープライズ扱いの個人賠償責任保険は、管理マンションの住居者に対して現地調査の手配等早急に対応する必要があり、代理店として完全なサンプルを持つよう指示いたしました。

当該代理店から別紙事故受付けカードを提出し、保険金請求書を提出してもらいました。これを当社事務処理の誤りで、保険金支払いのご案内が発送されてしまいました。

保険金支払いについては、損害調査担当者が事故発生状況を事故現場に確認にお伺いして手続きをするようになっております。誤って事故発生があったような受付け処理はすべて抹消してありますので、申し添えいたします。

敬具

平成8年12月24日

ヒルサイド久末管理組合
理事長 八木 正博様

(株)第一ホテルエンタープライズ
保険・リース部 職員 伊東 実

保険金お支払のご案内誤通知に関する件

拝啓 平素は弊社の日常業務に関しまして大変なご協力を賜り厚くお礼申し上げます。さて、この度は小職が三井海上火災保険(株)の担当課の指示に従い具体的なサンプルを作成致しました。ヒルサイド久末をサンプル(ト)いたしましたのはまったく他意はありません。

結果として小沢信夫様に指摘されご迷惑をおかけしてしまいました。誠に申し訳なく深くお詫び申し上げます。

サンプルであれば実名を使用する必要はまったくなくA様・B様でよいところを手元にあった資料で実名を使用したためにとんでもない手違いを発生させる原因を作ってしまった。

当然、示談書(別紙添付)の通りご捺印はありませんので、正規の請求書にはならないことは承知しておりました。保険事故発生の連絡がありますと三井海上火災海上保険(株)の当社担当課へ連絡して損害調査担当者の事故現場調査があり、当然のことですが修理業者の見積書を添付した保険金請求書が作成され支払いの運びとなります。

今回のような事態が発生するとは全く考えられなかったために実名を使用してしまいました。小沢様をはじめ関係者皆様に対して大変なご迷惑をおかけいたしましたことあらためて深くお詫び申し上げます。

以上の事情ご賢察下さいまして、何卒ご寛容なるご理解を賜りますようお願い申し上げます。

敬具

平成9年1月10日

川崎市高津区久末 474-1
ヒルサイド久末管理組合
理事長 八木正博 様

〒101-11千代田区神田駿河台3-9
三井海上火災保険株式会社
東京千葉損害調査部火災新種第一課
(☎03-3292-3966) 高橋正雄 

誤払い保険金返還のお願い

拝啓 貴殿ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。弊社業務につきましては、平素より格別のお引立てを賜り厚くお礼申し上げます。

さて、ご指摘をいただきました通り、賠償責任保険契約（証券番号：074087-4574）において、弊社と代理店間の単純ミスにより、貴管理組合の口座に誤って保険金189,550円を振込んでしまうという事故が発生致しました。本事故により関係各位に多大なご迷惑をお掛けしましたことを深くお詫び申し上げます。

誤払いした189,550円をご返還いただきたく請求書を添付いたしますので、お支払い手続きをお願い申し上げます。弊社にて着金を確認でき次第、保険契約データの訂正手続きを行います。

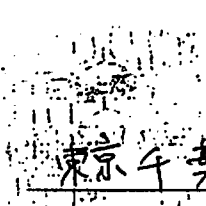
今後はこのようなことがないように十分注意を払う所存ですので、変わらぬご愛顧を賜りたく、重ねてお願い申し上げます。

敬 具



社長印・社印登記関係書類取付申請書

三井海上火災保険株式会社



19年 1 月 10 日

東京千葉 損調部 火新 | 課・センター-KC

1. 申請書類・申請印

申請書類	部数	申請書類	部数	社長印	社印(角印)
資格証明		委任状		個	個
印鑑証明		請求書			/
登記簿抄本					

2. 申請理由 (いずれかを○で囲む。二の場合は内容を記入)

<input type="radio"/> 訴訟事案	<input checked="" type="radio"/> 保険金回収	<input type="radio"/> 盗難車両
<input type="radio"/> その他		

3. 申請の原因となった保険事故

保険種目	自賠償 自動車 () 火災 () 新種 (賠償) その他 ()	証明書番号	074087-4574
契約者	(株)オーホテルエンジニアリング	被保険者	
その他連絡事項		事故日	H8年 11月 25日

注意：1. 申請書類 (委任状等) には所定の事項を記入のこと

- ・ 訴訟相手や車両の登録番号など案件を特定できるものを記入する。
- ・ 記入がない場合および鉛筆書きの場合は押印不可とする。

2. 取付申請書の送付

- 1 枚目：課センター控として保管する。
- 2 枚目：訴訟事案は損業・支援課または企業損・火技課 (火新非定型商品) へ所定の訴訟報告書と共に送付する (訴訟事案以外は破棄する)。
- 3・4 枚目：総務・文法課へ送付する (委任状等には社長印・社印取付場所を鉛筆書きで指定する)。

検	損調部課・センター	
	K C	担当
印		

ヒルサイド久末管理組合 御中

東京都千代田区神田三井町3-9

三井海上火災保険株式会社



請 求 書

請求金額：189,550円

但し、誤払い保険金の返金として

支払方法：次の口座に銀行振込み

金融機関	三井信託銀行 八重洲口支店
口座種別	普通口座
口座番号	7078700
口座名義	三井海上火災保険株式会社

主題 : [不祥事件簿 4 1] その他9902<営業・内務>
 送信者 : 瀧澤由美子
 RecvDate : 99/11/16 18:27
 属性 : 指定なし

<次の代理店不祥事件が発生しました>

◎揭示目的 : 最近の発生事件を開示して、今後の再発防止に生かす。

※監督責任者処分について
 代理店不祥事件は、適切に報告・対応すれば、内規レベルの処分に止まり、人事上不利な取扱いを受けることはありません。

表示項目	宛	Y	B	K	T	専	乗	C
情報伝達先		○	○	○	○	×	×	×
文書配布先		○	○	○	○	×	×	×
保管/廃棄	机上禁止/シュレッダー							

[事例]

1. 委託状況 : 代申
2. チヤネル : 大企業
- 種 別 : 上級 (NM)
4. 拳 績 : 1 2 3, 4 8 5 千円
5. 委託年月日 : 昭和 4 3 年 5 月 1 5 日
6. 発生年月日 : 平成 1 1 年 4 月 1 5 日
7. 発生期間 : 平成 8 年 9 月 ~ 平成 8 年 1 2 月
8. 発見の端緒 : 社員からの情報に基づく調査
9. 事故の概要 :

印刷厳禁

1. 平成 1 1 年 4 月 1 5 日、当社社員より当社人事部に「当社社員が架空事故による支払を行っていた」という事実の通報があった。
2. 調査の結果、以下の事実が判明している。
 - ・平成 8 年 9 月 2 2 日、修繕費用積立保険で事故が発生した。免責の事故であったが、営業社員が誤って有責と案内したことから契約者との間でトラブルとなった。
 - ・当該営業社員は、損害調査部門社員と協議して、別の個人賠償責任保険の架空事故を作成して保険金を支払うこととし、取扱代理店の担当者であった事故者に保険金請求書の作成（偽造）を指示し、平成 8 年 1 2 月 3 日に当社に提出をさせた。
 - ・平成 8 年 1 2 月 1 0 日、保険金 1 8 9, 5 5 0 円が支払われた。
3. 本件事実の判明により、平成 1 1 年 7 月 3 0 日金融監督庁に対して社員不祥事件の届出を行った。
4. 乗合社である住友、共栄、興亜、第一、東海、同和、日動、日新、日本、富士、安田、朝日社には事故はない。

10. 事故者に対する処分 : 代理店手数料を全種目対象に 3 ヶ月・3 % カット
 11. 費消金額 : なし
 12. 未回収金額 : 0 円
 13. 帳簿点検実施状況 : 平成 1 0 年 8 月 評価 A (ルール通り実施)
 14. 監督責任者に対する処分 : 別途、社員不祥事件に基づく処分が実施されている。
 15. 本件の代理店管理上の問題点 :
 - ・本件は、社員不祥事件を整理する過程で、取扱代理店の使用人の関与（保険金請求書の私文書偽造）が判明したことにより、代理店不祥事件としても取扱うこととなったものである。社員の主導による事件であり、当該使用人は書類の作成だけに関与していたものであることから、代理店処分は手数料カットにとどめた。
- 以上

【社員不祥事件の内容を開示します】＜営業・内務・全社員＞

主題：【社員不祥事件の内容を開示します】＜営業・内務・全社員＞

送信者：人事部

RecvDate：99/09/28 16:10

属性：至急 重要

全 社 員

99年9月28日

表示項目	宛	Y	B	K	T
情報伝達先 文書配布先		○ ○	○ ○	○ ○	○ ○
保管・廃棄	机上禁止/シュレッダー				

人 事 B C

社外厳秘/コピー厳禁

社員不祥事件の内容を開示します

(問合せ先：人事G 原 03-3259-3641、内線9-31-3641)

＜要 旨＞

1. 社員不祥事件の再発防止に向けて、金融監督庁に、社員不祥事件の概要・人事処分の内容を全社員に開示する旨報告しています。
2. 今回本年度に発生した不祥事件3件を開示しますが、このような不祥事件を再発させないよう、全社員が法令等の遵守(コンプライアンス)を徹底願います。
3. 今後、漸次届け出た社員不祥事件の内容を「人事からのお知らせ」に掲示していきますが、本内容は社外厳秘であり、社外に漏れることがないよう情報管理に留意願います。

以 上

9年度 社員不祥事件①＞

ブ ロ ッ ク	東 京
部 署	損 調 ・ 営 業
事 故 者	総合職掌(損調課長)
事 故 の 種 類	【背 任】 架空事故による保険金の支払(189,000円) *保険金支払後、全額回収し、損調・営業が私費にて契約者に支払。(三井海上名義で振込)
発 生 時 期	平成8年12月
発 見 日 時	平成11年4月
発 見 の 経 緯	総点検活動における社員からの通報
事 故 の 概 要	①本来免責となる事故が平成8年9に発生し、事故報告を受

【社員不祥事件の内容を開示します】 <営業・内務・全社員>

	<p>けた際に損調の担当者（課長代理）が、有責と判断し、契約者に案内した。その後担当者が免責であると気づき、免責の主張を行ったが、契約者の納得を得られず、強行に保険金の支払いを求められた。</p> <p>②損調・営業の担当者が協議し、契約者の要求に応じざるを得ないと判断し、損調のKCが了解し、他の保険契約を使い、<u>架空事故による保険金支払いを行うこととし、その旨代理店に伝えた。</u>代理店は、保険金請求書を作成・提出し、それをもとに保険金の支払いが行われた。</p> <p>③その後、保険金支払案内が被保険者に届いたため、トラブルとなり、誤払いとして保険金全額を回収したあと、損調と営業で私費にて支払いを行った。</p>
事故者及び監督責任者に対する処分内容・理由	<p>損調KC：「昇給停止」 営業KC，損調担当者，営業担当者：「減給」</p> <p>○支払決定権限を持つ損調のKCが架空事故による保険金支払を認めることは許されず、本行為は刑事上の「背任」にあたる。しかし、支払金額が少額であること、自己の利益を得る目的がないことから、処分は「昇給停止」とした。</p> <p>○営業KCは、架空事故による支払いについての関与は認められないが、部下の監督責任は免れないとともに、本件を知った後も、私費拠出で解決を図り、本件全体を承認した行為は、管理職の行為として妥当ではなく、減給処分とした。</p> <p>○損調担当者は、架空事故の認容等、課長代理として対応を誤っており、減給処分とした。</p> <p>○営業担当者は、架空事故による支払いという重大な問題について、上長に相談もせず、実質本件対応をリードしたことに対し、減給処分とした。</p>
その他	本件に関連し、関与代理店の処分も行っている。

<99年度 社員不祥事件②>

ブ ロ ッ ク	中 部
部 署	営 業
事 故 者	総合職掌（営業担当者）
事 故 の 種 類	【保険業法第300条違反（特別利益の供与）】 自動車保険の不適正契約（等級継承の遡及適用）
発 生 時 期	平成11年4月
発 見 日 時	平成11年7月
発 見 の 経 緯	他社代理店からの通報（当社・金融監督庁へ）
事 故 の 概 要	<p>①他社の自動車保険の契約者が、契約満期更改時に、代理店との行き違いにより更改手続きができなかった。</p> <p>②契約者から旧知の仲であった当社代理店に話があり、代理店より相談を受けた営業社員が、独断で「日付を遡及した申込書を作成し、同日保険料を領収した形とすること」を代理店に指示し、新しい保険料領収証綴1冊をその場で代</p>